

二属スルモノ三十五名宛集合シツ、アリ而  
 シテ運動ノ一着手トシテ数日中ニ演説會ヲ  
 開催(場所、日時未確定)社會ノ同情ヲ喚起シタル  
 後會社側ト交渉ヲ開始スル方針ニテ目下幹  
 部等ハ今回ノ争議ハ會社ノ不協解雇ニ因リ  
 タルモノト稱シ結束ヲ固ムル手段トシテ頻  
 リニ争議中ノ日給ヲモ付ズ會社ヲシテ支拂  
 ハシムベシ等職工等ヲ勧誘セル模倣ヤルカ  
 從來軟派ト稱セタル十名内外ノ職工五名強ト  
 硬派ニ傾キタルカ如シ  
 會社側ノ態度  
 會社側ニ於テハ今後職工側トノ交渉ハ對該  
 交渉ヲ避ケ一切書素ヲ以テ交渉スル意嚮ニ

之ヲ而テ會社ハ目下ノ嚴職工側ノ要求条件  
 ハ初ヨリ全然之ヲ受付ケザル方針ナリト云  
 7

申(通報先) 内相、次官、局長、  
 社會局長、刑事局長、  
 検事長、検事、  
 公